

## 島田市地域医療基本条例

生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし、健康で豊かな生活を送るためには、必要に応じて適切な医療を受けられることが不可欠である。

生活習慣の変化、高齢社会の進展などに伴い、医療需要は年々増加しており、その結果、医療機関への負担が増大し、医療従事者が疲弊していくといった社会問題が生じてきている。

こうした問題を解決するためには、日頃から自らの健康づくりを心掛けることにより疾病を予防していくことに加え、医療機関への適正な受診を心掛け、医療従事者に対し感謝の念を持つなどして信頼関係を築くよう努めることが市民一人一人に求められている。

さらに、社会全体で地域医療を支え、推進するには、市民、医療機関及び市がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し、協働することが必要である。

このような認識の下、全ての市民が将来にわたり安心して必要な地域医療の恩恵を受けることができる体制を整備するとともに、市民の健康長寿を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域医療及び市民の健康長寿についての基本理念を定めるとともに、市民、医療機関及び市の役割を明らかにすることにより、市民が将来にわたり安定的に良質かつ適切な医療を受けることができる体制を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) かかりつけ医 市民が日常的に診療、健康管理指導等を受けることができる身近な医師をいう。
- (2) かかりつけ歯科医 市民が日常的に歯科における診療、健康管理指導等を受けることができる身近な歯科医師をいう。
- (3) かかりつけ薬局 市民が日常的に医薬品の提供を受け、又は医薬品に関する相談等を行うことができる薬局をいう。

(基本理念)

第3条 地域医療は、市民が安心して生活する上で欠くことのできないものであることに鑑み、持続可能な地域医療体制を維持していくため、市民、医療機関及び市が一体となって支えることにより推進されなければならない。

2 市民の健康長寿は、良好な地域医療体制の下、市民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療、保健、福祉及び介護の各分野の連携により推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、持続可能な地域医療体制の維持に寄与するため、医療機関への適正な受診の推進に資

する次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持つこと。
- (2) 安易な夜間及び休日の受診を控えること。
- (3) 突発的なけが又は病気の際の対応についての知識を身に付けること。

2 市民は、自らの健康の保持増進のため、検診、健康診査を積極的に受けるなどして日頃から自己の健康管理に取り組むよう努めるものとする。

3 市民は、あらかじめ自らの人生の最終段階における医療について考え、自らの意思を家族等に伝えるよう努めるものとする。

4 市民は、地域医療の推進に関し理解を深めるよう努めるものとする。

(医療機関の役割)

第5条 医療機関は、基本理念に基づき、良質かつ適切な医療を提供できるよう、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 患者に対して適切な診療情報を提供し、患者との信頼関係を築くこと。
- (2) 医療機関相互の機能の分担及び業務の連携を図り、地域医療体制を充実させること。
- (3) 医療従事者の確保及び育成に努めるとともに、良好な労働環境を保持すること。

2 医療機関は、市が実施する検診、健康診査等の健康増進事業に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念に基づき、市民が安心して医療を受けることができる体制を整備するため、次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域の実情に即した救急医療体制を確保すること。
- (2) 医療従事者を確保し、及び育成するため、医療機関と協力して必要な対策を講じること。
- (3) 医療、保健、福祉及び介護に関する団体、市民団体、医療機関、関係教育機関、行政機関等と連携し、地域医療体制を整備すること。
- (4) 市民に対し受診の適正化に関する啓発を行い、及び地域医療に関する情報を提供すること。
- (5) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムの構築を推進すること。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の健康増進に資する施策の充実を図るとともに、市民、市民団体等が行う取組を支援するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。